

問 C. 公共測量の諸手続に関する次の各問に答えよ。

問 C-1. 表 1-1 は、公共測量を行う場合の測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく諸手続の一部を示したものである。[ア] ～ [キ] に入る最も適当な語句を解答欄に記せ。

表 1-1

番号	手続	内容
1.	作業規程の承認申請	測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、作業規程を定め、あらかじめ、[ア] の承認を得なければならない。
2.	公共測量実施計画書の提出	測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、計画書を提出して、あらかじめ、国土地理院の長の [イ] を求めなければならない。
3.	測量成果の使用	公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の [ウ] を得なければならない。測量計画機関は、申請手続が法令に違反していること、当該測量成果を使用することが [エ] を確保する上で適切でないことのいずれにも該当しないと認めるときは、その [ウ] をしなければならない。 当該測量成果を得た測量計画機関の [ウ] を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を [オ] しなければならない。
4.	実施及び終了の通知	測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間、その他必要な事項を [カ] に通知しなければならない。また、終了したときも、その旨を [カ] に通知しなければならない。
5.	測量成果の提出	測量計画機関は、公共測量の測量成果を得たときは、その写しを国土地理院の長に送付しなければならない。 国土地理院の長は、必要があると認めるときは、[キ] の写しの送付を求めることができる。

〈次のページに続く〉